

川窪金吉 田村福一 高橋三郎 田村宇一
 森田幸藏 森田誠重 羽村栄吉 村野喜平
 平井初太郎 井上岩太郎 豊井伊作 磯村武夫
 田村知一



「議長(如藤市藏)本会の会期を10月とする事を決す」

日程第一 昭和三年年度予算案の議決を第一とし、件一

「議長(如藤市藏)本件を議題とし第二読会を用いる事を決す」

書記 朗読

「町長(山平徳次郎)第四年度追加更正の概要。歳入、主たるものは町税と町民税の増収が税附加税の六十万円。財産売却金と物件(建物)売却金五十万円、農地の売却金三十万円(但し農地の分は諸券である)都税増収交付金十三万円、一般県府金三十九万円、繰越金九十九万円。中々、林敷地内の町道接收補償金二万円、公土収採掘補償金三万円、町民税増徴金収入



八万円であり収入が、さういふことになるので、職員の保給金と税金六万円 歳入減は中々、校建設に税金の二十九万円が差引二百十二万四千円である。

歳入はさういふもの、計上したその主たるもの、職員の保給金、超過勤務手当三十万円、中々、校貯水池設置費十九万円、中々、校教材五万円、中々、校便所建設費二十万円、中々、校長住宅建設費三〇〇〇円、其の外農地収補助金五万円が残り、歳入がそのまゝ、歳入と支出の差、合計二百十二万四千円である、これを説明する。

尚予當井様式が本年度分から変更したことを説明する。

「議長(如藤市藏)歳入の部にこの案を議決したい、これを決す」

「第十五番(田村福一)住民税、地租、家賃は改正になったが、計上したくないこと、及び付税は減額の見込みはないか、

「町長(山平徳次郎)地租、家賃、町民税の増徴は改正したたが、今回は収入確定なるに、この計上したのが、追加予算として、今回は計上しなかった、尚徴付税は当初予算に計上し

た額は交付されたとする。

一、第三番(設楽美知) 雑収入の内合に二二

一、町長(山平徳次郎) 雑収入五万四千円は町道接收補償は中興。校敷地が道駐軍に

接收した道の合として二万四千円中、校敷地内の土砂を道駐軍立川基地で採掘した

補償金三万である。

一、第四番(川内達金吉) 中興校建設補助の収入に二、及、学校職員。宿日直補助に

二〇二二

一、町長(山平徳次郎) 見込はない。尚、宿日直は昨年六月から増額され本年一月から追加

増額されこの補助金交付の指令が本年度に達したのが実際は三十三年度からこの増

額が宿日直料である。

一、議長(加藤市蔵) 繰越金額そのまゝ積立を来ないか

一、町長(山平徳次郎) 今分接收等が少くとも来るだけ積立金としたい。

一、第五番(川内達金吉) 繰越を来さないで税金を減額したらよいと考へた。

又、町民の負担が他より重くなつたか。

一、町長(山平徳次郎) 都税附加税は標準下額であり、独立税は他町村と同様であり

自動車等も半額であつたから他町村より軽かつたと思つてゐる。

一、議長(加藤市蔵) 歳入について外に増収はないかなければ歳入については異議が

ないかを述べてゐる。

一、第六番(川内達金吉) 町道健康保険と町の健康保険と差があるか

一、町長(山平徳次郎) 町の健康保険は半額負担であるが、社会保険は無料である。従つ

て両方とも割に高額である。よゑに町の保険に加入することになる。

一、第七番(川内達金吉) 他町村では町村の保険加入は随意加入のやうに聞いているが、

一、町長(山平徳次郎) 殆ど加入としたい。

一、第八番(田村福一) 社会保険の負担金の基準は何によつて定められているか

「西長(岸徳次郎)」各人の給子も甚多とて級が定めらるゝ。

「第十八番(森田幸蔵)」高の費が計上されたが対象となる団体或は会があるか

「西長(岸徳次郎)」対象となるのはないが、高の費長について力をそぐが考である。

「第三十番(村野正平)」高の費、農業費は今少し増額したい。

「第十八番(森田幸蔵)」農業費、俵の費の支途は何か予定しているか。たゞ小は農業

費細々と連絡してほしい。

「西長(岸徳次郎)」南條団作と連絡し極力必要なら又に出したい。

「第三十番(川窪金吉)」其の本財産とて積立する割合はどのくらいか。

「西長(岸徳次郎)」別に定めらるゝことはない。本々基金に計上したのは農地の持ち主としての証

券と補償金とを合せ積立するものである。

「議長(加藤市蔵)」各々の負担金補助金等はよく検討してほしい。

「西長(岸徳次郎)」負担金の説明をなす。

「議長(加藤市蔵)」児童福祉費の保育委託料について

「西長(岸徳次郎)」児童福祉法に依り措置児童の扶助費である。これを説明する。

「第三十番(吉井伊作)」保育園を志すの区域にも施設することを考へてほしい。

「議長(加藤市蔵)」他に傾向はないか。本件について原案に異議がないか否かも

この議に諮る。

異議ない。是が多い。

「議長(加藤市蔵)」全会一致につき原案通り決定する。可とせよ。

日程第三(議案第三十三号)

監査委員任命について同意を求める件。

「議長(加藤市蔵)」本件を議決して其の議案を用ゐるをせよ。

書記朗読

「西長(岸徳次郎)」監査委員の任期が四月末日まで満了した。その為議案の議決

監理事務に於て、事務の進行に必要なる三常本部の任命は、
（一）

一、事務（加藤市蔵）本件について調査をなすに當り、各委員に諮り、全員の同意を得たる
後、決定すべしと決定せられたる。

日程第三（事務委員の選任）委員の選任に關する件

一、事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。

書記朗読

一、事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。
（一）事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。
（二）事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。
（三）事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。

一、事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。
（一）事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。
（二）事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。
（三）事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。

一、事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。
（一）事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。
（二）事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。
（三）事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。

一、事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。

（一）事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。

一、事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。

書記朗読

一、事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。

（一）事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。

（二）事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。

一、事務（加藤市蔵）本件を調査するに當り、各委員を用ひしと決定せられたる。

保険料を支付出来る様にとほす。

一、第廿番(高橋三郎)保険料の基準に町民税の額が用いられるが、

一、町民(町民)太郎(保険料の基準は均等割入額割入力となること、町民税の額に町民税はたが、実力の分により多額割入すると考へる。

一、第廿番(村野三郎)各都府の平均と見らるることを十割割入の計は非をいふにしろ、尚格好にいたす。

一、第廿番(田井伊作)保険料の集金等は運送の由に依頼せしむる責任を負ふこと、たゞ尚保険料等は運送の由に於て責任を負つてからにいたす。

一、議決(加藤市議)本件について町民議決にかゝるかを会議に諮る。

田井伊作の意見あり

一、第廿番(田井伊作)本町に設け、財産好は何人か

一、町民(町民)太郎(三郎七、病院一、資料三、財産好四)である。

一、議決(加藤市議)本件について町民議決にかゝるかを会議に諮る、町民議決がなからるや、町民決する旨を告げる。

会議録署名議決選舉

一、議決(加藤市議)署名議決選舉は指名推選により指名者を議長としたこと、

会議に諮る、全員の署名議決なること、指名推選にすることに決する旨を告げる。

一、議決(加藤市議)左の者を指名し、毎に会議に諮り町民議決を決定する。

田井伊作 町民信一 田村三郎 横田寿昭

一、議決(加藤市議)会議を閉会する旨を告げる。

一、議決(加藤市議)本議事を閉会する旨を告げる。

午後五時

右会議の題末を録し、その相違なきことを証明するため、署名する。

昭和二十四年六月二十九日

福生町議会議長

加藤市蔵

同 議員

同 同

田村 裁太郎
横田 再照



昭和三年福生町議会臨時会々議録

一 昭和三年七月四日福生町議会臨時会々福生町役場に招集する
一 庶招議員左の通り

第一番 並木 什松

第二番 加藤市蔵

第二番 足島 信一

第三番 高水 藤太郎

第四番 田村 幾太郎

第四番 川窪 金吉

第五番 横田 壽照

第五番 田村 福一

第六番 天野 田三

第六番 高橋 三郎

第七番 田村 信

第七番 森田 幸藏

第八番 高橋 角藏

第九番 森田 誠重

第九番 榎尾 昌三

第十番 羽村 栄吉



第三番 村野喜平

第四番 豊井伊作

第五番 平井初五郎

第六番 磯村武夫

第七番 井上岩次郎

第八番 田村利一

第九番 設樂美知

一、会議の事件左の通り

第一、常任振興委員の辞職承認につき後任者選任の件

一、議長(加藤市表)七月四日午後一時四十分開会を宣する

一、地方自治法第百三十一條の規定により議長の請求により出席した者左の通り

町長 岸 徳次郎

町役 齋藤吉太郎

主事 内田 勇

一、本会、書記左の通り

囑託 大野忠一

一、議長(加藤市表)午後一時四十五分閉議を宣する

一、出席議員左の通り

並木竹松 児島信一 田村幾太郎 横田壽照

天野中三 田村 信 高橋角義 村毛昌三

加藤市表 高橋太郎 設樂美知 川窪金吉

田村福一 高橋三郎 森田幸義 森田誠重

羽村栄吉 村野喜平 平井初五郎 井上岩次郎

豊井伊作 磯村武夫 田村利一

一、議長(加藤市表)本会の会期を一日とする可きものとす

日程第一(議案第三十号)常任振興委員の辞職承認につき後任者選任の件

一、議長(加藤市表)常任振興委員全員六名の辞職を承認したのてその後任者選

仕について他の方員にも関係して来るので全島改選したいと述べて合議に依る。

一議長(加藤市蔵)全合一致につき全島改選するに同意する旨を表明する。

任期は七月末となるが二の同意については意見を伺ふ。

一第三番(平井初太郎)全度日より四月に始まる昭和四年三月とした。

一第十八番(森田幸美)七月に任期となった事状は如何か何であったか。

一議長(加藤市蔵)昨年七月條例改正による旨を述べた。

一第十五番(田村福一)各集の関係にあるので新年度の予算案を議決した。

第三十三番(井原次郎)議長は其の旨を述べた。

一第三十番(村野正平)第三十三番議長は其の旨を述べた。

一第十八番(高橋角蔵)事務の上には支障はないか。

一議長(加藤市蔵)議会の事務には支障はないと述べた。

一可決(岸徳次郎)町民にも別に支障はない。

一第三十四番(島井伊作)予算案を議決した旨が、その年度の予算案としたい。

一第三十五番(田村福一)各集の議会の所収としたい。

一第三十八番(森田幸美)各集の予算案を議決するのだから別に予算案の案を述べたい。

その旨を述べた。

一第三十九番(島井伊作)各集の予算案を議決した旨を述べた。

一議長(加藤市蔵)予算案の所収とするか、何とするか、について諮問し、その旨に賛成するに賛成する。

その旨を述べた。

第三十 十五名

一議長(加藤市蔵)予算案の所収とするか、何日にするか、を諮問する。

一第三十八番(森田幸美)二月末とした。

賛成者の数 七名

一第三十三番(設楽美和)議長は其の旨を述べた。

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

「議長(加藤市蔵) 各委員の選任の方法に「この議合に於てこの選任するに「なる」といふが、何の

「いふ」といふ

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

議	財	学	警	教	経	機	計
熊三	一	一	二	二	二	一	九
本町	二	二	二	二	一	二	一
其、他	三	三	二	二	三	三	一六

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

「議長(加藤市蔵) 第十八番 議に「や合議に認る全合」致し「や合」の答に

(議長)加藤市蔵(午後三時休憩をとりける)

(議長)加藤市蔵(午後三時五十分再会をとりける)

財政委員 長 田村福一 公代理 設楽美知

厚生 高橋角蔵 設楽美知

教育 横田壽照 森田誠重

経済 夏井伊作 森田幸蔵

振興 村野喜平 高水藤太郎

警務 川室金吉 田村利一

(議長)加藤市蔵(各委員長公代理の氏名を報告する)

以上全会一致につき決定するものと報告する

会議録署名議員選挙

(議長)加藤市蔵(署名議員の選挙は指名推選により指名者を議長としたものを会

議に諮る全出席議員がこれに指名推選することに決するものと報告する。右者を指名し、名

下に全議に諮る一用議決する

天野由三 田村信 高橋角蔵

(議長)(加藤市蔵)会議を利用するものを報告する

(議長) 本議会は全会するものと報告する

午後三時二十分

右会議の議決を録しその相違ないことを証するためここに署名する

昭和二十五年七月四日

福生町議会議長 加藤市蔵

議員 天野由三

高橋角蔵 田村信